

令和4年(フ)第241号

決 定

埼玉県行田市忍一丁目20番19号

破産者 株式会社美咲郷

主 文

本件破産手続を終結する。

理 由

破産管財人が配当を終わり、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和6年3月12日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 岡 部 絵 理 子

これは正本である。

令和6年3月12日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 鶴 岡 裕 介

